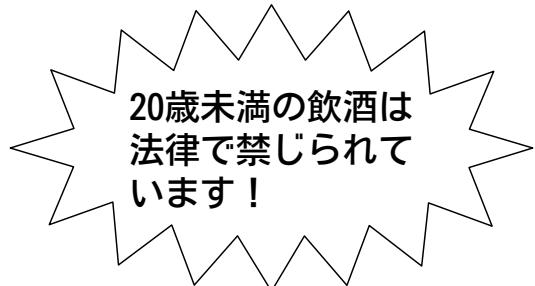


飲酒・薬物の注意・ソーシャルメディアの利用

大学在学中に20歳を迎え、飲酒の機会も増えると思いますが、自覚と責任を持ち節度ある行動に努めてください。

□ 酒（アルコール）と事故

サークルなどのコンパで、その場のノリで自発的に、あるいは強制的に、短時間にアルコールを大量に摂取し（イッキ飲み）、死亡した事例が起こっています。また、飲酒が原因による転落事故、交通事故を引き起こす可能性もあります。



□ アルコールハラスメントについて（アルハラ）

お酒を他人に強制的に飲ませることを「アルコールハラスメント」と言います。

断る勇気を持とう。

飲酒の適応量には個人差があり、その日の体調により酔い方も異なります。無理な飲酒は急性アルコール中毒等を引き起こし、死に至る場合があることを認識して、勧められても「断る」勇気を持ちましょう。

!

イッキ飲みを強要したり、はやし立てるだけでも刑事・民事責任を問われる！

■脅迫して無理やり飲ませた場合

→傷害罪（15年以下の懲役または50万円以下の罰金もしくは科料）

■酔いつぶれた仲間に必要な保護をせずに死に至らしめた場合

→保護責任者遺棄致死罪（3ヶ月以上15年以下の懲役）

■傷害行為を扇動した場合

→傷害現場助勢罪（1年以下の懲役または10万円以下の罰金もしくは科料）

■酒が弱いのを知っていて無茶な飲み方をさせ、急性アルコール中毒になった場合

→過失傷害罪（30万円以下の罰金または科料）

■急性アルコール中毒で死亡した場合

→傷害致死罪（3年以上の有期懲役）または過失致死罪（50万円以下の罰金）

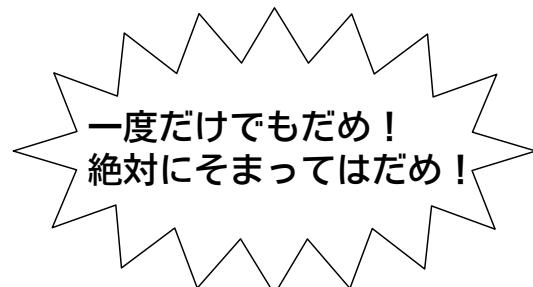
その他、訴訟や調停による損害賠償金を支払わなければならないケースも。

**責任は重大。それでもあなたは
『イッキ飲み』をさせますか？**

◎薬物使用禁止

□大麻・覚せい剤の害

- 使用しなくとも所持しただけで大麻取締法・覚せい剤取締法により罰せられます。
- 神経を興奮させる作用があり、一時的に頭がさえたような感覚になります。
- 激しい脱力感、疲労感や倦怠感に襲われます。
- 薬物が切れるときの不快感から逃れようとしたり、最初に味わった気分を求めて連続して使用するようになり、中毒が進行すると幻覚や妄想の症状が現れ、錯乱状態に陥り、暴行殺人など重大な犯罪を起こすことがあります。



!

——たった一度が命取り——

- 最初は興味本位で試しに一度だけだと思っていても、一度薬物を使用するとなかなかやめられなくなり、慢性薬物中毒者となってしまう
- 一定の効果を得るために次々と量を増やしていかねばならない

◎ソーシャルメディアの利用について

- ソーシャルメディア（電子掲示板、Twitter、Facebook、YouTube、Instagram、LINE、ブログ等）の利用は、多様なコミュニケーションツールとして、情報の発信・収集が便利な反面、思わぬトラブルを招くこともあります。危険が多く潜んでいることを意識し、以下のルールを守って安全な利用を心掛けてください。

1. 法令の遵守

日本国憲法をはじめとする、諸外国の各法令を遵守する。

2. 知的財産を侵害しない

著作権・肖像権・商標権・特許権などの権利を侵害しない。

3. 個人情報・プライバシー情報の保護

自身や他人の許可を得ていない個人情報を公開しない。

4. 守秘義務を守る

就活、実習、ボランティア、アルバイト等で得た情報の取り扱いに十分注意する。

5. 日本福祉大学の学生である自覚を持つ

情報発信は正確かつ慎重に。本学学生として、誠実で責任ある行動を。